平成２８年（フ）第３３２８号
大阪市中央区瓦町４丁目６番15号
破産者　愛晃薬品株式会社
1　破産債権の届出期間　平成29年１月13日まで
2　一般調査期日　平成29年２月20日午後２時
平成28年11月16日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２８年（ヒ）第３０１４号
大阪市平野区瓜破東１丁目１番35号
清算株式会社　株式会社永興
1　決定年月日　平成28年11月15日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（ヒ）第１００６号
福岡市東区八田２丁目21番28号
清算株式会社　株式会社創建マネージメント
代表清算人　八尋　光秀
1　決定年月日　平成28年11月15日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算協定認可

平成２８年（ヒ）第６号
滋賀県草津市馬場町字岩川原1100番地９
清算株式会社　桐生株式会社
代表清算人　田家　正之
1　決定年月日　平成28年11月14日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、別紙（別紙省略）記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、残余財産から必要な経費を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。この弁済の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。
2　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
大津地方裁判所民事部

監督命令

平成２８年（再）第１４号
名古屋市中川区好本町３丁目10番地
再生債務者　株式会社日本コンタクトレンズ
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　名古屋市中区丸の内１丁目17番19号　キリックス丸の内ビル802号　池田総合特許法律事務所　弁護士　池田　伸之
平成28年11月15日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（再）第１５号
東京都中央区日本橋箱崎町１番７号千歳ビル
再生債務者　株式会社日本コンタクトレンズ研究所
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　名古屋市中区丸の内１丁目17番19号　キリックス丸の内ビル802号　池田総合特許法律事務所　弁護士　池田　伸之
平成28年11月15日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（再）第１号
和歌山市小松原５丁目８番10号
再生債務者　英光石油株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　和歌山市三木町南ノ丁18　ライオンズマンション和歌山三木町202号　中迫広法律事務所　弁護士　中迫　　廣
平成28年11月14日　和歌山地方裁判所民事部

監督命令取消

平成２４年（再）第１５号
佐賀県神埼市神埼町尾崎3617番地１
再生債務者　肥前観光開発株式会社
主文　平成24年10月２日にした監督命令を取り消す。
平成28年11月14日
大阪地方裁判所第６民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２８年（再）第２号
新潟県長岡市北陽１丁目53番地55
再生債務者　株式会社ＧＷ長岡製作所
1　決議に付する計画案　平成28年10月11日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成29年１月16日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成29年１月６日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成29年１月６日
平成28年11月15日　新潟地方裁判所長岡支部

再生計画認可

平成２７年（再）第１号
茨城県石岡市府中２丁目４番29号
再生債務者　有限会社金子新聞店
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成28年11月14日　水戸地方裁判所土浦支部

平成２７年（再）第２号
茨城県石岡市府中１丁目５番１号
再生債務者　金子　修也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成28年11月14日　水戸地方裁判所土浦支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２８年（再イ）第９６号
埼玉県富士見市水谷東３丁目45番14―1006号
再生債務者　石野　義和
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年12月２日まで
4　一般異議申述期間　平成28年12月16日から平成28年12月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（再イ）第１８９号
千葉県市原市八幡1468番地12
再生債務者　石井　香織
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年12月６日まで
4　一般異議申述期間　平成28年12月20日から平成29年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（再イ）第６８号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字宮前336番地97
再生債務者　橋詰　和浩
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年12月７日まで
4　一般異議申述期間　平成28年12月21日から平成28年12月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２８年（再イ）第１００号
埼玉県所沢市小手指町４丁目10番地の２　サンハイム105
再生債務者　末田　里佳
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年12月７日まで
4　一般異議申述期間　平成28年12月21日から平成29年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（再イ）第１７４号
千葉市稲毛区園生町1340番地１　ザ・クイーンズガーデン稲毛304号
再生債務者　菅野　　修
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年12月７日まで
4　一般異議申述期間　平成28年12月21日から平成29年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係